

窓口設置の 目的

労働災害が発生しますと、被災者の救護に始まり、想像以上の対応に追われてしまいがちです。

その際、行政等から求められる内容について、的確な対応が困難な場合があります。

そして、再発防止に向けた取組やその後のフォローアップ等について、自社で対応するのに苦慮します。

建災防では、これまでの安全衛生ノウハウをそのニーズに合わせ、会員の皆様をサポートさせていただくため窓口を設置することといたします。

対象：建災防山梨県支部の会員

費用：無料

対応

労働災害発生状況を踏まえ、再発防止のため現地の調査はもとより、その後の対策等について助言します。

労働行政からの 交付等について

指導票

指導票とは、安全上必要と認められた場合に監督官及び専門官が交付する文書です。

是正勧告書

労働安全衛生違法等に違反することが確認できる場合に是正を求めるものです。

行政処分

設備や機械等作業の性質上危険性が高い場合、使用停止命令や作業中止命令を発令するものであり、改善した後、解除されます。

※

いずれも、是正・改善結果を写真等を添えて報告する必要があります。

建設業労働災害防止協会
山梨県支部

労働災害発生時における 相談窓口

相談内容

労働災害発生後、遅滞なく各種報告を履行する必要があります。

労働災害発生後の措置や、今後の再発防止対策をはじめ、報告書等の作成など、会員の皆様のニーズに合わせ、できる限りのサポートをいたします。

連絡先

電話：055-221-8810

FAX：055-228-8882

所在地：甲府市丸の内1-13-7

担当：山本（建災防山梨県支部 課長）

建設業労働災害防止協会
山梨県支部

労働災害関係事項

事業者の方へ

事業主は、労災を防止するため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任を果たさなければなりません。法違反がある場合、労働災害発生の有無にかかわらず、労働安全衛生法等により刑事責任が問われることがあります。

労働者死傷病報告の提出

事業者は、労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

民法上の損害賠償請求

労働基準法上の補償責任とは別に、不法行為・債務不履行（安全配慮義務違反）などの事由により被災者等から事業主に対し民法上の損害賠償請求がなされることもあります。

対応のフロー

災害発生

会員

会員企業から建災防に連絡し、建災防担当者に状況の説明やお願いしたい事項を伝えます



【サポート】
・書類作成の助言
・現地の対応
その他ニーズに応じます



【確認】
・災害発生状況
・現場の状況
・必要な書類等



相談窓口

建災防担当

会員と建災防は、互いに連携し行政機関等から求められている事項に応じます

行政機関等

遅滞なく、対応でき、再発防止に努めます



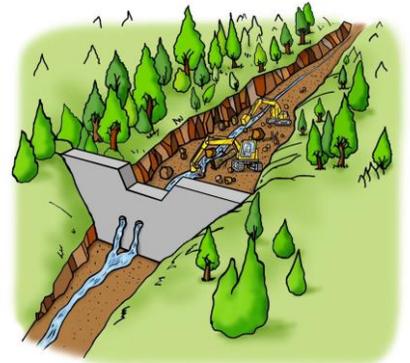
会員の皆様のニーズに合わせてできる限りのサポートをいたします！

建設業労働災害防止協会
山梨県支部

① 墜落災害



② 崩壊・倒壊



③ はさまれ・巻き込まれ



④ 飛来・落下

